

第一種特定化学物質について

第一種特定化学物質は、難分解性、高蓄積性及び長期毒性又は高次捕食動物への慢性毒性を有する化学物質であり、現在までに16物質が指定されている。

第一種特定化学物質については、製造又は輸入の許可、使用の制限、政令指定製品の輸入制限、物質指定等の際の回収等措置命令等が規定されている。

【第一種特定化学物質一覧】

物質名	指定日
1. ポリ塩化ビフェニル	昭和49年 6月 7日
2. ポリ塩化ナフタレン(塩素数が三以上のものに限る。)	昭和54年 8月14日
3. ヘキサクロロベンゼン	
4. アルドリン	昭和56年10月 2日
5. ディルドリン	
6. エンドリン	
7. DDT	
8. クロルデン類	昭和61年 9月17日
9. ビス(トリブチルスズ)=オキシド	平成 元年12月27日
10. N, N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン、又はN, N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	平成12年12月27日
11. 2, 4, 6-トリターシャリーブチルフェノール	
12. トキサフェン	平成14年 9月 4日
13. マイレックス	
14. ケルセン又はジコホル	平成16年 4月 1日
15. ヘキサクロロブター-1, 3-ジエン	
16. 2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジターシャリーブチルフェノール	平成19年10月31日

※別名で表記している。